

許可番号 第03324074957号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市川西町18番5-903号
名称 株式会社アースクリエイト
代表取締役 三好 員弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年1月31日

許可の有効年月日 令和8年1月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎・選別（固定式及び移動式）、切断）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎・選別（固定式及び移動式）：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上4種類

切断：金属くず（自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上1種類

破碎（移動式）：木くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、鋳さい（铸造砂に限る。）、がれき類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：破碎施設（1号機（固定式及び移動式））

設置場所：岡山県小田郡矢掛町里山田字六反田99番1

設置年月日：平成13年1月23日

処理能力：廃プラスチック類 392t/日（8時間）、紙くず 168t/日（8時間）、
木くず 616t/日（8時間）、繊維くず 136t/日（8時間）

許可年月日：平成16年8月31日

許可番号：第4-（8の2）-9号

【以下裏面に記載】

(2) 施設の種類：破碎施設（2号機（移動式））

設置場所：岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内

設置年月日：平成16年3月16日

処理能力：紙くず 168t/日（8時間）、木くず 616t/日（8時間）

許可年月日：平成16年3月16日

許可番号：第4－（8の2）－10号

(3) 施設の種類：切断施設

設置場所：岡山県小田郡矢掛町里山田字六反田99番1

設置年月日：平成20年10月20日

処理能力：金属くず 4.8t/日（8時間）

(4) 施設の種類：破碎施設（3号機（移動式））

設置場所：岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内

設置年月日：平成28年8月2日

処理能力：木くず 232t/日（8時間）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず 552t/日（8時間）、鋳さい 1,072t/日（8時間）、がれき類 816t/日（8時間）

許可年月日：平成28年8月2日

許可番号：第4－（8の2）－17号

(5) 施設の種類：破碎施設

設置場所：岡山県小田郡矢掛町里山田字六反田99番1

設置年月日：令和3年12月10日

処理能力：廃プラスチック類 2.32t/日（8時間）、紙くず 2.16t/日（8時間）、木くず 2.64t/日（8時間）、繊維くず 1.52t/日（8時間）

3. 許可の条件

(1) 事業場の所在地：岡山県小田郡矢掛町里山田字六反田99番1

(2) 事業場の面積：2,972㎡

(3) 移動式の間処理を行う場所は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年1月31日 新規許可

令和3年1月31日 更新許可

令和3年12月16日 変更届（破碎施設の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無